手続きの流れ（申込みから退去まで）

利用者

利用希望の連絡

利用の申請

以下の２点を利用開始日の 10 日前までにご提出ください。

①八頭町おためし住宅利用申請書（様式第１号）

②申請者の住民票、運転免許証等の官公署が発行した証明等の写し

利用料の支払い

利用開始日までに、指定金融機関※か役場本庁舎1F 出納室でお支払いください。

※指定金融機関（鳥取銀行、山陰合同銀行、鳥取信用金庫、鳥取いなば農業協同組合、中国労働金庫、ゆうちょ銀行（中国５県））

～お住まいの地域に指定金融機関がない場合～

- 利用開始日が開庁日（土日祝、年末年始以外）の場合は、利用開始日に役場でお支払いいただけます。
- 口座振込（※振込手数料は利用者負担）も可能です。ご希望の場合はご相談ください。

利用開始日

必ず領収証書（口座振込の場合は利用明細書等）をご持参ください。

定期建物賃貸借契約（借地借家法第 38 条規定）の締結

２通に押印し、１通は保管していただきます。必ず印鑑をご持参ください。

利用開始

退去日時の連絡

退去日

退去日までに住宅を清掃し、入居時の状態に原状回復してください。

鍵の返却

八頭町役場

おためし住宅空き状況確認

- おためし住宅の空き状況を回答
- 申請方法、注意事項の案内

審査・許可

内容に不備がなく利用許可できる場合は、以下の２点を返送します。

①おためし住宅利用許可書（様式第２号）

②利用料の納入通知及び納入書

入金の確認

鍵の受け渡し

おためし住宅へご案内し、鍵をお渡しします。

※長期利用の場合は、職員同行のもと自治会長へ挨拶に伺う場合があります。

立会・住宅の状態確認

利用終了